

令和 2 年 6 月
令和 2 年 第 4 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 説 明 書

栃 木 市

| 番 号 | 件 名 | |
|--------|----------------------------------|----|
| 報告第 3号 | 令和元年度栃木市一般会計継続費繰越計算書 | |
| 報告第 4号 | 令和元年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書 | |
| 報告第 5号 | 令和元年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書 | |
| 報告第 6号 | 令和元年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書 | |
| 報告第 7号 | 令和元年度栃木市一般会計事故繰越し繰越計算書 | |
| 報告第 8号 | 放棄した債権の報告について | |
| 報告第 9号 | 栃木市土地開発公社の令和2事業年度事業計画書の提出について | |
| 報告第10号 | 一般財団法人栃木市農業公社の令和2年度事業計画書の提出について | |
| 報告第11号 | 株式会社観光農園いわふねの令和2年度事業計画書の提出について | |
| 報告第12号 | 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定） | 1 |
| 議案第40号 | 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第3号） | |
| 議案第41号 | 栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について | 3 |
| 議案第42号 | 栃木市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について | 4 |
| 議案第43号 | 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について | 5 |
| 議案第44号 | 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について | 12 |
| 議案第45号 | 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | 16 |
| 議案第46号 | 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 20 |
| 議案第47号 | 栃木市栃木駅周辺地区景観形成基金条例を廃止する条例の制定について | 38 |
| 議案第48号 | 栃木市民憲章の制定について | 39 |
| 議案第49号 | 工事委託協定の締結について | 41 |
| 議案第50号 | 財産の取得について（高規格救急自動車） | 43 |
| 議案第51号 | 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車） | 45 |
| 議案第52号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて | 46 |
| 議案第53号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて | 48 |

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

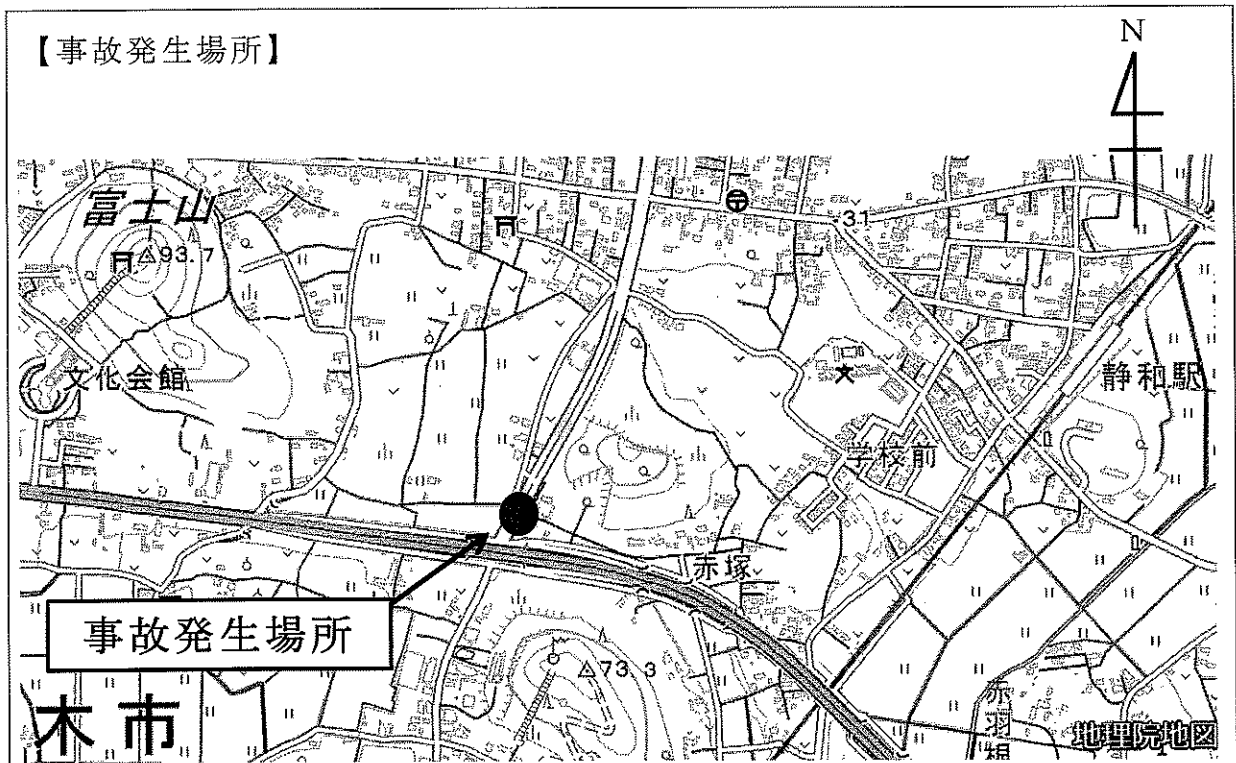
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めると。

2 以下略

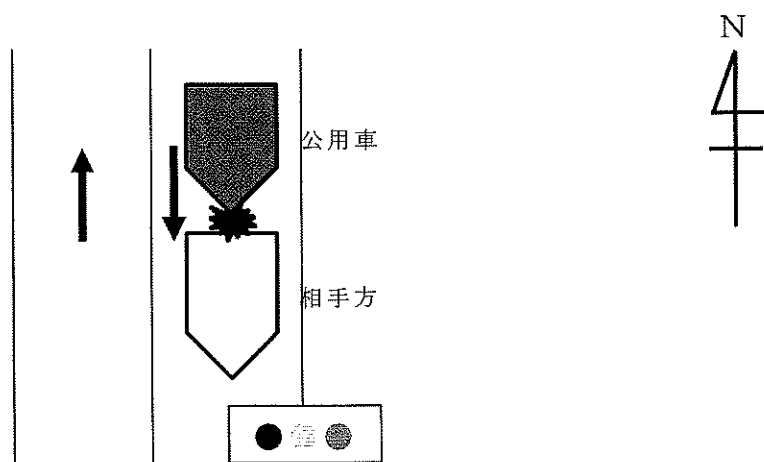
専決第5号



※上記の図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.314883/139.677558/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>) を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



本庁から藤岡総合支所への帰庁中、赤信号で停車する際にブレーキを掛けるタイミングが遅れ、前方に停車中の車両後部に追突した。

(職 員 課)

議案第 4 1 号

栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策及び地域経済対策の財源確保を目的として、副市長及び教育長の給与を減額する措置を講じるため、栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

栃木市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

提案理由

市が実施する新型コロナウイルス感染症対策に資する施策に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第41号と同じ。

(資産税課)

議案第43号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市都市計画税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 引用条項を改めること。(第2条関係)
- 2 引用条項を改め、「わがまち特例」の特例項目に係る規定の整備を行うこと。(附則関係)

〔参照条文〕

議案第41号と同じ。

議案第43号（資産税課）

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

| 現 | 行 |
|--|---|
| （納税義務者等） | |
| 第2条 略 | |
| 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（ <u>法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項</u> の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 | |
| 3・4 略 | |
| 附 則 | |
| 1～5 略 | |
| （ <u>法附則第15条第40項の条例で定める割合</u> ） | |
| 6 <u>法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</u> | |
| （ <u>法附則第15条第44項の条例で定める割合</u> ） | |
| 7 <u>法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u> | |
| （ <u>法附則第15条第45項の条例で定める割合</u> ） | |
| 8 <u>法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u> | |
| 9 略 | |
| （ <u>宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例</u> ） | |
| 10 宅地等に係る平成30年度から <u>平成32年度</u> までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（ <u>第19項を除く。</u> ） <u>又は法附則第15条から第15条の3までの規定の</u> | |

改 正 案

(納税義務者等)

第2条 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3・4 略

附 則

1～5 略

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

7 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第47項の条例で定める割合)

8 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 略

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の

現

行

適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

1 1 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1 2 附則第10項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第10項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1 3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

1 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成3

改 正 案

適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

1 1 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1 2 附則第10項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第10項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1 3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

1 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成3

0年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

15 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

16～18 略

19 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

20 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

改 正 案

0年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

15 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

16～18 略

19 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。

20 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

(市民生活課)

議案第44号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

印鑑登録証明書及び住民票の写し等が発行できる多機能端末機を設置するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市印鑑条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

多機能端末機に係る規定を改めること。(第14条関係)

[参照条文]

議案第41号と同じ。

現

行

（自動交付機等による印鑑登録証明書の交付）

第14条 略

- 2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された民間事業者が設置する印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。）に、個人番号カードによる印鑑登録証（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、入力する暗証番号は、同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして、設定された番号とする。

改 正 案

(自動交付機等による印鑑登録証明書の交付)

第14条 略

2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。）に、個人番号カードによる印鑑登録証（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、入力する暗証番号は、同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして、設定された番号とする。

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

令和2年度における介護保険法施行令第39条第1項第1号から第3号までに掲げる者の介護保険料の軽減賦課に係る保険料率を改定すること。

(第3条関係)

〔参照条文〕

議案第41号と同じ。

| 現 | 行 |
|---|---|
| (保険料率) | |
| 第3条 平成30年度から <u>平成32年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。 | |
| (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 33,600円 (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 43,680円 (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 50,400円 (4)～(12) 略 | |
| 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成31年度</u> の保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>2万5,200円</u> とする。 | |
| 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成31年度</u> の保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>2万5,200円</u> 」とあるのは、「 <u>3万5,280円</u> 」と読み替えるものとする。 | |
| 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成31年度</u> の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「 <u>2万5,200円</u> 」とあるのは、「 <u>4万8,720円</u> 」と読み替えるものとする。 | |

改 正 案

(保険料率)

第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 33,600円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 43,680円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 50,400円
- (4)～(12) 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万160円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万160円」とあるのは、「2万6,880円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万160円」とあるのは、「4万7,040円」と読み替えるものとする。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 個人番号の通知カードの再交付に係る手数料を削り、多機能端末機の定義を改めること。(別表第1関係)
- 2 簡易な評価方法による低炭素建築物計画の認定の申請及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査手数料の額を定めること。(別表第2関係)

[参照条文]

議案第 4 1 号と同じ。

議案第46号（建築課）

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

| 現 | 行 | |
|---|--------------------|--|
| 別表第1（第2条関係） | | |
| 手数料を徴収する事項 | 手数料の金額 | |
| 1～19 略 | 略 | |
| 20 個人番号の通知カードの再交付 | 1件につき 500円 | |
| 21～41 略 | 略 | |
| 備考 この表において「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と通信回線で接続された民間事業者が設置する印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。 | | |
| 別表第2（第2条関係） | | |
| 手数料を徴収する事項 | 手数料の名称及び区分 | 手数料の金額 |
| 1～43 略 | 略 | 略 |
| 44 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 | 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向 |

改 正 案

別表第1（第2条関係）

| 手数料を徴収する事項 | 手数料の金額 |
|------------|--------|
| 1～19 略 | 略 |
| 20～40 略 | 略 |

備考 この表において「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と通信回線で接続された印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。

別表第2（第2条関係）

| 手数料を徴収する事項 | 手数料の名称及び区分 | 手数料の金額 |
|---|--------------------|--|
| 1～43 略 | 略 | 略 |
| 44 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 | 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向 |

現

行

上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、次項において同じ。）の添付があった場合、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

(7)～(9) 略

(2) (1)に掲げる場合以外の場合、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

ウ 一の建築物全体に係る申

改 正 案

上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合にあつては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額

(ア)～(ウ) 略

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

ウ 一の建築物全体に係る申

| 現 | | 行 |
|--|----------------------|---|
| | | <p>請（ア及びイに掲げる申請を除く。） <u>次に掲げる金額を合算した金額</u></p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>2 略</p> |
| 4 5 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | <p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該計画の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> |

改 正 案

| | | |
|---|----------------------------------|---|
| | | <p>請（ア及びイに掲げる申請を除く。） <u>次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額</u> (ア)～(エ) 略</p> <p>2 略</p> |
| <p>4 5 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> | <p>低炭素建築物新築等計画 変更認定申請手数料</p> | <p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該計画の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> |

| 現 | | 行 | |
|---|----------------------------------|---|---|
| | | | <p>ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） <u>次に掲げる金額を合算した金額</u></p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） <u>次に掲げる金額を合算した金額</u></p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>2 略</p> |
| 46～49 略 | 略 | | 略 |
| 50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費 | 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 | 1 | 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、 |

改 正 案

| | | |
|---|--|---|
| | | <p>ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） <u>次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額</u> (ア)～(エ) 略</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 略</p> <p>ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） <u>次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額</u> (ア)～(オ) 略</p> <p>2 略</p> |
| 46～49 略 | 略 | 略 |
| 50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費 | 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 | 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、 |

現

行

性能向上計画の認定の申請
に対する審査

それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

- (1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

イ 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
9,000円

(イ)～(エ) 略

ウ 略

(2) 略

2 略

51 略

略

改 正 案

性能向上計画の認定の申請
に対する審査

それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

- (1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

イ 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積。（イ）から（エ）まで及びウの（イ）並びに（2）のイ及びウの（イ）において同じ。）

の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円

(イ)～(エ) 略

ウ 略

(2) 略

2 略

5 1 略

略

| | |
|--|---|
| <p>5.2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> | <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 1に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> |
|--|---|

改 正 案

5 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 略

(2) 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積。イからエまで及び(3)のイ並びに2の(4)から(6)まで及び(7)のエからカまでにおいて同じ。）の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円

イ～エ 略

(3) 略

2 1に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 一戸建ての住宅（モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 1

現

行

(1)・(2) 略

(3)・(4) 略

(5) 一の建築物全体に係る申請（(1)から(4)までに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分（ウ及びエに係るものを除き、仕様基準を

改 正 案

6, 000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 1

7, 000円

(2)・(3) 略

(4) 共同住宅等（フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 30, 000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満の場合 52, 000円

ウ 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満の場合 95, 000円

エ 床面積の合計が5, 000平方メートル以上の場合 140, 000円

(5)・(6) 略

(7) 一の建築物全体に係る申請（(1)から(6)までに掲げる申請を除く。）次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分（エからカまでに係るものを除き、モデル住宅法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 16, 000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 17, 000円

イ 住宅部分（エからカまでに係るものを除き、仕様基

用いるものに限る。) について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)・(イ) 略

イ 住宅部分 (ウ及びエに係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。) について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)・(イ) 略

ウ～カ 略

改 正 案

準を用いるものに限る。)について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)・(イ) 略

ウ 住宅部分（工から力までに係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)・(イ) 略

エ 共同住宅等の部分（フロア入力法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
30,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 52,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合
140,000円

オ～ク 略

(都市計画課)

議案第 4 7 号

栃木市栃木駅周辺地区景観形成基金条例を廃止する条例の制定
について

提案理由

栃木駅周辺地区景観形成基金の全額を処分したため、栃木市栃木駅周辺地区景観形成基金条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 4 1 号と同じ。

栃木市民憲章の制定について

提案理由

市民主体の住みよいまちづくりを推進するため、まちづくりをする上での市民の心構えや、行動指針として、栃木市民憲章を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(15) 略

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき、議会の議決すべきものを定めることができる。

栃木市議会の議決すべき事件を定める条例抜粋

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、

議会の議決すべき事件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 市民憲章の制定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 略

工事委託協定の締結について

提案理由

雨水排水路線路下横断工事（市道1055号線）の委託協定を群馬県高崎市栄町6番26号東日本旅客鉄道株式会社高崎支社執行役員高崎支社長木村法雄と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規

定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工 事 名 雨水排水路線路下横断工事 (市道1055号線)

工事場所 栃木市岩舟町静地内

工事概要 道路改良事業に伴う雨水排水路推進工事

- ・ 工事延長 27.8 m
- ・ 立坑築造工 1箇所
- ・ 薬液注入工 2箇所
- ・ 推進工 $\phi 800$ 26.5 m
- ・ マンホール設置工 1基

財産の取得について

提案理由

栃木市消防署に配備中の高規格救急自動車1台が老朽化したため、高規格救急自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(警 防 課)

議案第 5 1 号

財産の取得について

提案理由

栃木市消防署に配備中の水槽付消防ポンプ自動車 1 台が老朽化したため、水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 5 0 号と同じ。

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員に欠員が生じたため、委員として高際英明氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

農業委員会等に関する法律抜粋

(委員の任命)

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 略

高 際 英 明 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町赤麻1514番地

生年月日 昭和25年10月8日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 5 3 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員に欠員が生じたため、委員として大橋雄一氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 5 2 号と同じ。

大橋 雄一 氏の 略 歴

住 所 栃木市岩出町237番地

生年月日 昭和30年3月17日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

